



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171
Email: info@jwcs.org URL: http://www.jwcs.org

2006年11月 11 日

関係機関各位

クマ類の大量出没に対する対応について

〒105-0001 港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 F
特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)
事務局長 坂 元 雅 行

<挨拶文>

2006年11月7日付 asahi.com によると、今年度捕獲されたクマ類の数は10月末現在で約3700頭に達し約130人が被害に遭った(うち5人死亡)ということです。この数は、やはり大量捕獲があった2004年の2546頭を既に大きく超えています。この記事と2004年の県別捕獲数(環境省)を比較すると、2004年は北陸3県の数の多さが際だっていたのに対し、今年は岩手、宮城、山形、福島、群馬、長野などで激増しているようです。このように、年度によってどの都道府県にどの程度の現象が起きるかは一定していませんが、ツキノワグマが生息する都道府県のすべてが特段の関心を払うべき事態にあると考えられます。

JWCSは、2004年12月20日にこの問題に関するコメントを出し(別紙のとおり)、ツキノワグマの世界と人間社会が相互的にどう変化しつつあるのかを究明することの重要性を訴えました。その上で、関連法の改正に加え、①クマの奥山環境の実態把握とクマ保全を森林政策へ組み込むことによる環境整備、②奥山・里間の緩衝地帯再構築、③駆除許可への慎重な対処・狩猟自粛を提言しました。

その後の2年の間に、一部の自治体ではツキノワグマ保護管理のガイドラインを策定する等、積極的な動きもありました。しかし、現に実施されている施策としては、出没警報・遭遇した場合の対策マニュアルの策定等、短期的な人身被害防止策にとどまるものが多く、奥山環境の実態把握・整備までは実質的に手が付いていないと認識しております。

そこでJWCSとしては、関係機関各位に対し、上記①～③の3点にかかわる施策をさらに迅速かつ積極的に進めていただくよう申入れさせていただきます。

また、あわせて以下の点について教えていただきたくお願いいたします。

- (1)クマの奥山環境の実態把握をどのように進められていますか(今後の予定についても教えて下さい)。
- (2)クマ保全を森林政策へ組み込むことによる環境整備をどのように進められていますか(今後の予定についても教えて下さい)。

敬具



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171
Email: info@jwcs.org URL: <http://www.jwcs.org>

(別紙)

「ツキノワグマの大量駆除が語る野生生物と人間の共存の現在および将来」

JWCS 野生生物保全論研究会

2004年の秋、ツキノワグマが、本州のいくつかの地域で例年よりも頻りに人の生活圏で見られるという現象が起きました。

その結果、それら地域で例年を大きく上回るクマが捕獲されるという事態を生みました。富山、石川、福井3県における捕獲数は、02年度の94頭、03年度の77頭(10月7日付 中日新聞)に対し、10月時点で356頭、全国の捕獲数も既に1754頭にのぼっています(10月31日付 朝日新聞)。一方、遭遇事故の発生状況も、10月時点で死亡1名、負傷者が少なくとも100人(前掲朝日新聞。ただし、クマの直接的加害の結果としての受傷の割合は不明)と、例年よりも多いようです。これら地域における2004年のクマと人間との遭遇の特徴として、山中や中山間地域だけでなく、住宅地付近での発生が少なくない点が指摘されています。

現在ツキノワグマに起こっている事態は、気象の変化も含め人間社会が引き起こしているものです。つまり、人間活動がクマを含む野生生物の生息条件に影響を及ぼすことによって進行しつつある人為淘汰の過程、言い換えれば「自然」の社会化の一過程で起きている現象です。したがって、今回の事態は、野生動物「界」ないし「自然」の現在と将来を語ってはいずれであり、その語るべきところを人間が的確にとらえ、そこから人間と野生生物の共存を図るための究明課題を認識し、課題を解決するための取り組みに着手することが手遅れになる前にできるかどうか。それが人間に突きつけられていることだと考えます。

ツキノワグマに起こっている事態が語ることをとらえるためにもっとも重要なことは、日本のツキノワグマの世界自体が本来どのようなものであるか、それが人為淘汰によってどのように変化しつつあるのかを究明することです。さらに、人為淘汰を引き起こす人間(社会)の側自体も変化するものですから、ツキノワグマの世界の変化と人間社会の変化との相互関係を究明することも同様に重要と考えられます。これらの究明課題は地域によって異なりますからツキノワグマの生息する地域ごとの取り組みが不可欠であることはいうまでもありません。また、事態はツキノワグマだけに起きていることではなく野生生物「界」全体について起きていることですから、人為淘汰に対応した変化に関するそれぞれの種の特異性を明らかにしていかなければなりません。ツキノワグマについても種特異な傾向が見出されるはずですが。

今回の事態に立ち至り、上記のような問いに答えるような研究成果が日本ではほとんど蓄積されていないことが改めて明確になったのではないのでしょうか。それにもかかわらず、マスコミ報道、研究者・保護管理技術者間の議論、NGOの活動の焦点は、(それはそれで必要なことですが)クマが里に降りたことと本年の気象現象やブナ等の堅果類の豊凶との因果関係、当面の被害発生回避のための技術、当面の過剰捕獲抑制の呼びかけなどにもっぱら関心が集中し、人間と野生生物との共存を図る上でより本質的・根本的な上記の究明すべき課題に十分な目が向けられていないことが危惧されます。



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171

Email: info@jwcs.org URL: <http://www.jwcs.org>

JWCS は、人間と野生動物の軋轢回避のための保護管理技術の開発、野生生物保全政策・土地利用政策・産業政策・狩猟政策の見直し、法制度の不備や行政システムの硬直さの改善のどれもが重要な社会的課題であることを認識しています。保全のための施策の充実・軋轢に伴う危機管理対策の強化はこれらすべての過程を経てのみ具体化されうるものだからです。しかし、それらの社会的課題への取り組みが真に人間と野生生物との共存に資するためには、上に述べた究明すべき課題への取り組みで成果をあげることが不可欠です。その鍵となることのひとつは、日本の各地でこの課題を認識し、地道なフィールド・ワークに取り組むナチュラリストが育つことだと考えます。

以上



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171
Email: info@jwcs.org URL: <http://www.jwcs.org>

○ ツキノワグマ保全及び軋轢被害に関する危機管理対策のための法整備及び行政上の施策の課題

1 中長期的にとられるべき対応

1-1 林野庁所管の森林・林業政策にかかわる法律を改正して、森林政策の一部としてクマの保全を位置づけること。

1-2 林野庁所管の森林・林業政策および農水省所管の農業政策にかかわる法律を改正して、林業政策や農業政策の一部として野生生物による生産物被害に対する危機管理を盛り込むこと。

1-3 種の保存法を改正し、絶滅危惧個体群を含む種を個体群レベルで保全できるようにし、また、現在は絶滅のおそれはないが特定の措置をとらないとそうなるおそれがある種に対する保全策も盛り込むこと。

1-4 鳥獣保護法を改正し、予察駆除を禁止すること、また有害駆除許可にあたって具体的な被害発生及び被害内容等の認定基準及び審査手続（許可権者による現場立会い等を含む）を規定すること。

1-5 種の保存法施行令・施行規則の改正により有害駆除・狩猟された個体のものも含め熊胆の譲渡し等を規制し、また鳥獣保護法施行規則の改正によりクマ類を販売禁止鳥獣に指定すること。

2 短期的になされるべきこと

2-1 奥山環境の実態把握とそれに基づくクマ生息地保全策を現行の森林政策に可能な限り盛り込むこと。
(林野庁)

2-2 クマの生息地と隣接する里山及び里の利用形態の実態把握と、その成果に基づき奥山と里の間の緩衝地帯を再構築すること。
(各自治体。環境省、農水省、林野庁が支援。)

2-3 有害駆除許可申請に対し、現行鳥獣保護事業計画の範囲内でより慎重な審査体制をとること。
(各自治体)

2-4 捕獲に代わる学習放獣*を積極的に推進すること。

*知床や軽井沢では遭遇例は非常に多いのに近年1件も人身事故は起きていないので、これらの地域での危機管理対策を参考に、人とクマのすみわけのためのゾーン設定を試みる。そのゾーン内に檻を設置してクマを捕獲



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171
Email: info@jwcs.org URL: <http://www.jwcs.org>

し、発信機を装着、この場所に出てきてはいけないことを学習させて放獣する。ゾーンを越えたら野生動物保護管理官が出動して捕獲、追い払い等の対応を行う。

(各自治体。環境省が支援)

2-3 狩猟を禁止していない自治体における緊急の狩猟規制*を実施すること。

(各自治体)

*北陸三県においては、既に、2004・2005年猟期について、石川県が禁止、富山及び福井県は猟友会による自粛が実施されている。

2-4 地方自治体の申請による有害駆除個体の熊胆は死体とともに回収・廃棄することとし、駆除に

従事したものによる取得や譲渡がなされないようにすること。

(各自治体)

以上